

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年11月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500097号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500039号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を28万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年12月17日

年金記録を確認したところ、A社から支給された賞与のうち、請求期間の賞与が記録されていない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士の回答及び請求者が所持する預金通帳により、請求者は、請求期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所の同僚二人から提出された給料計算書(賞与分)の写しにより、当該同僚二人は請求期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において支払を受けた賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことから、本事案における請求者の請求期間に係る標準賞与額については、同僚二人から提出された給料計算書(賞与分)の記載内容及び上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、28万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主からは回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500108号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500017号

第1 結論

昭和51年4月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年4月から昭和55年3月まで

私が大学在学中の20歳となった昭和51年*月にA市B区役所で国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を毎月納付していたが、年金記録では、請求期間について国民年金の未加入期間とされている。私が当時所持していたオレンジ色の年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が「昭和51年4月1日で第1号被保険者の任意加入」と記録されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳となった昭和51年*月にA市B区役所でC大学の学生証を提示して国民年金の任意加入手続を行ったとしているところ、同大学は、請求者が昭和50年4月から昭和56年12月まで在籍していたと回答しており、請求期間について、請求者は国民年金の任意加入対象者であったことが確認できる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年4月15日にA市B区で払い出されたことが確認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者は、昭和55年4月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、請求者の国民年金被保険者の資格取得日及び種別は、オンライン記録によると、当初、20歳となった昭和51年*月*日から強制加入と記録されていたが、平成17年7月8日付けで、昭和55年4月1日から任意加入と訂正されていることが確認できるところ、日本年金機構は、「請求期間は、当初国民年金の強制加入期間として記録されていたが、平成17年7月頃に、請求者が当時学生であったことが判明したため、その時点で、国民年金被保険者資格の取得日を昭和55年4月から任意加入と訂正したことにより、請求期間は国民年金の未加入期間となり、訂正前の請求期間に係る国民年金保険料納付記録は確認できない。」旨の回答をしている上、オンライン記録において、請求期間の保険料が還付された記録も確認できない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年4月15日の時点では、請求期間のうち昭和51年4月から昭和52年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、昭和53年1月から昭和54年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であったが、請求者は、請求期間の保険料を毎月現年度納付していたとしている上、A市の請求者に係る過年度納付記録簿において、請求期間の保険料は未納となっており、請求

者が請求期間について保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、数年前、過去に勤務していた事業所の事業主より請求者が当時所持していたオレンジ色の年金手帳の写しの提供を受けたとしていることから、当該事業主に照会したところ、当該事業主は、「請求者に対し年金手帳の写しを提供したことはないし、請求者の年金手帳の写しも所持していない。」と回答しており、請求者の請求内容を裏付ける資料は得られなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500110号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500018号

第1 結論

昭和54年6月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年6月から昭和56年3月まで

昭和54年6月頃に私がA市役所で夫の国民年金の加入手続を行い、請求期間については私が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関等で3か月毎に納付していた。

請求期間について、私の国民年金保険料は納付済みとなっており、夫の年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が昭和54年6月1日と記載されていることから、同年6月から保険料を納付しているのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年6月頃にA市役所で訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続を行ったとしているが、訂正請求記録の対象者に係る国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和58年4月16日にA市で払い出されたことが確認できる上、訂正請求記録の対象者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、国民年金の加入手続は、昭和58年4月頃に行われたものと推認され、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年4月16日の時点では、請求期間のうち昭和54年6月から昭和55年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、昭和56年1月から同年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であったが、請求者は、保険料を昭和55年度において3か月毎に納付していたとしている上、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、請求期間の保険料は未納となっており、請求者が、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、請求者が、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民年金保険料の納付について証言してくれる者として名前を挙げた請求者の友人に照会したが、具体的な証言を得ることはできなかった。

なお、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したとする根拠として、所持している訂正請求記録の対象者に係る年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和 54 年 6 月 1 日と記載されていることを挙げているが、当該日付けは、訂正請求記録の対象者が国民年金の被保険者資格を取得した日を示すものであり、保険料納付の事実を示すものではない。

このほか、請求者が、請求期間について訂正請求記録の対象者に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、訂正請求記録の対象者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500066号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500038号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA商店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB社C出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、訂正請求記録の対象者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和21年4月頃から同年12月24日まで
② 昭和23年8月1日から昭和24年2月1日まで
③ 昭和24年10月25日から昭和28年3月25日まで
④ 昭和28年9月頃から昭和29年1月23日まで

夫が生前使用していた手帳に「A商店昭和21年4月から昭和23年3月」、「B社昭和23年8月から昭和28年3月」、「D社昭和28年9月から昭和31年4月」と記載されているが、この手帳に記載されている期間のうち請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A商店の事業主は、商業登記簿謄本によると死亡している上、請求期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚及び訂正請求記録の対象者と同時期に被保険者資格を取得した同僚は、死亡又は、生存及び所在が不明であることから、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間①直後に被保険者資格を取得し生存及び所在が判明した同僚一人に照会したところ、当該同僚は、請求期間①当時の従業員の状況は分からないと回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者は、「訂正請求記録の対象者は、A商店退職後間もなくB社に入社し、E町に所在するF社C鉱業所内で勤務していた。」としているが、B社の事業主及び同社C出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載されている同僚は、いずれも生存及び所在が不明であることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

3 請求期間③について、請求者は、B社の事業主の指示により、訂正請求記録の対象者の勤務場所が、F社C鉱業所内の炭鉱現場からG町に所在するF社H鉱業所内の炭鉱現場に移ったことから同町に家族で転居したとし、転居先の社宅にはB社の同僚も入居していたと主張している。

しかしながら、B社は、商業登記簿謄本によると昭和26年3月10日に解散している上、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、G町にB社の適用事業所は見当たらないことから、訂正請求記録の対象者のF社H鉱業所内の炭鉱現場における勤務実態について、F社H鉱業所において請求期間③に厚生年金保険の被保険者資格を取得した20人に照会し9人から回答を得たが、いずれもB社及び訂正請求記録の対象者を記憶しておらず、請求者の主張を裏付ける事実を確認することができない。

なお、F社H鉱業所に係る被保険者名簿を確認したが、請求期間③に訂正請求記録の対象者の記録は見当たらない。

4 請求期間④について、D社は、商業登記簿謄本によると平成元年12月3日に解散している上、請求期間④当時の事業主は死亡していることから、解散時の事業主に照会したところ、当該事業主は、訂正請求記録の対象者が勤務していたことは記憶しているものの、事業所の資料は残っていないため勤務状況は不明である旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間④における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和29年1月23日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、請求期間④当時、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500112号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年1月4日から平成11年12月18日まで

A社に乗務員として勤務していた請求期間について、年金記録で確認できる厚生年金保険の標準報酬月額よりも高額な給与が支給されていたと記憶しているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「A社に勤務していた当時、積極的に休日出勤を行っていた。休日出勤は、アルバイトのような勤務であり、その給与は、給与明細書が交付される通常の給与とは別に、現金で支給されていた。年金記録における標準報酬月額は、通常の給与のみの額となっており、休日出勤した際の給与が標準報酬月額に反映されていない。」と主張しているところ、請求者及びA社が、請求期間当時の事務担当者として名前を挙げた者及び複数の同僚の回答から判断すると、請求期間において、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る標準報酬月額に相当する給与が支給されていたことがうかがわれる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料を廃棄していると回答していることから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、上述の事務担当者は、「休日出勤した際の給与は、毎月、必ず発生するものではないので、標準報酬月額の算定(届出)には含めておらず、社会保険事務所(当時)に届け出た報酬額に基づいて決定された標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を給与から控除しており、休日出勤した際の給与額を加算した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、請求期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚に対する照会により、17人(上述の事務担当者を除き、請求者が名前を挙げた同僚を含む。)から回答が得られたところ、このうち8人は、「休日出勤した際の給与は、標準報酬月額に含まれておらず、その分の厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している上、他の9人からも、休日出勤した際の給与額を加算した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるところ、仮に、本来記録されるべき請求者の標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る額であったことが確認できる場合であっても、上述のとおり、請求期間当時、当該事業所では、社会保険事務所に届け出た報酬額（休日出勤した際の給与を含めない額）に基づいて決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められることから、本事案については、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。